

第4次岐南町男女共同参画プラン

(令和7年度～令和11年度)

男女が互いを尊重し、安心して暮らせるまちへ



令和7年3月
岐南町

目次

第1章 プランの基本的な考え

1	プラン策定の目的	1
2	プランの期間	1
3	プランの位置づけ	1
4	プラン策定の背景	2

第2章 岐南町の現状（プランの背景）

1	町の全体像	5
2	町の人口状況	5
3	町の審議会等への女性登用状況	6
4	住民意識調査及び国・県の調査結果から見てくる現状	7
	（1）男女の立場の平等について	
	（2）男性の育児休暇について	
	（3）女性が働き続ける上での障害について	
	（4）法令・条例・用語等の認知度について	
	（5）DVやセクハラ等の行為をなくすために行うべき対策について	
	（6）家事の分担について	
	（7）介護の現状について	
	（8）男性が育児や介護、家事、地域活動に積極的に参加するために必要なことについて	

第3章 プランの基本目標と施策の方向

1	基本理念	26
2	プランの基本目標とする施策の方向	26
	体系図	27
	基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	28
	基本目標2 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた体制づくり	30
	基本目標3 女性の活躍推進を実現するための環境づくり	32
	基本目標4 男女の人権を侵害する暴力の根絶と、安心して暮らせるまちづくり	34

第4章 プランの推進体制

1	庁内推進体制	37
2	国・県等計画機関や民間団体との連携	37
3	評価・検証	37
4	目標指数	37

第5章 資料編

1	男女共同参画社会基本法	38
2	用語集	45

第1章 プランの基本的な考え

1 プラン策定の目的

第4次岐南町男女共同参画プランは、社会状況の変化に対応した今後の男女共同参画施策の方向性やあり方を示し、男女が共に生きやすい社会の実現を目的とします。

2 プランの期間

このプランの期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、期間内であっても社会情勢の変化等により、新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

3 プランの位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項※に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含するものとし、その部分を「岐南町DV防止対策基本計画」として位置づけます。このプランの第3章の基本目標4、基本方針(1)「あらゆる暴力の根絶」が該当します。
- (3) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」を包含するものとし、その部分を「岐南町困難な問題を抱える女性への支援基本計画」として位置づけます。このプランの第3章の基本目標4、基本方針(2)「困難を抱える人に対する支援」が該当します。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含するものとし、その部分を「岐南町女性活躍推進計画」として位置づけます。このプランの第3章の基本目標1、2、3及び第4章が該当します。
- (5) 岐阜県(以下「県」という。)が令和4年に行った「男女共同参画に関する県民意識調査」や、岐南町(以下「町」という。)が令和6年12月に行った「住民意識調査」の結果を反映させ、地域の特性に応じた施策の方針を明らかにしたものです。
- (6) 国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「岐阜県男女共同参画計画(第5次)」、町の「岐南町第6次総合計画」等、関連する各種計画との整合を図っています。

※ 男女共同参画社会基本法第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

4 プラン策定の背景

1 男女共同参画に関する国、県、町の動向

年	国の動き	県の動き	町の動き
昭和 50 年 (1975)年	「婦人問題企画推進本部」 設置		
昭和 52 年 (1977)年	「国内行動計画」策定		
昭和 60 年 (1985)年	「男女雇用機会均等法」成 立 「女子差別撤廃条約」批准		
昭和 61 年 (1986)年		「岐阜県婦人行動計 画」策定	
平成3年 (1991)年	「育児休業法」成立		
平成6年 (1994)年		「女と男のはあもにい プランーぎふ女性行動 計画ー」策定	
平成8年 (1996)年	「男女共同参画2000年プ ラン」策定		
平成 11 年 (1999)年	「男女共同参画社会基本 法」成立	「ぎふ男女共同参画プ ラン」策定	
平成 12 年 (2000)年	「ストーカー規制法」成立 「男女共同参画基本計画」 閣議決定		男女共同参画担当を 総務課に設置 「岐南町第4次総合 計画」策定(男女共同 参画を含む)
平成 13 年 (2001)年	「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関す る法律」成立 「仕事と子育ての両立支援 策の方針について」閣議決 定		
平成 15 年 (2003)年	「少子化社会対策基本法」 施行 「次世代育成支援対策推進 法」施行	「岐阜県男女が平等に 人として尊重される男 女共同参画社会づくり 条例」施行	
平成 16 年 (2004)年		「岐阜県男女共同参画 計画」策定	
平成 17 年 (2005)年	「男女共同参画基本計画 (第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援 プラン」策定		

年	国の動き	県の動き	町の動き
平成 18 年 (2006)年		「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
平成 19 年 (2007)年	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
平成 21 年 (2009)年		「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定	
平成 22 年 (2010)年	「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		「岐南町男女共同参画プラン」策定 「岐南町第5次総合計画基本計画」策定(男女共同参画を含む)
平成 24 年 (2012)年	「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定		
平成 26 年 (2014)年		「岐阜県男女共同参画計画(第3次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次)」策定	
平成 27 年 (2015)年	「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・一部施行		「第2次岐南町男女共同参画プラン」策定
平成 29 年 (2017)年		「清流の国ぎふ女性の活躍推進計画」策定	

年	国の動き	県の動き	町の動き
平成 31 年 (2019)年		「岐阜県男女共同参画計画(第4次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第4次)」策定	
令和2年 (2020)年	「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定		「第3次岐南町男女共同参画プラン」策定 「岐南町第6次総合計画基本計画」策定(男女共同参画を含む)
令和6年 (2024)年		「岐阜県男女共同参画計画(第5次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」策定	
令和7年 (2025)年			「第4次岐南町男女共同参画プラン」策定

第2章 岐南町の現状(プランの背景)

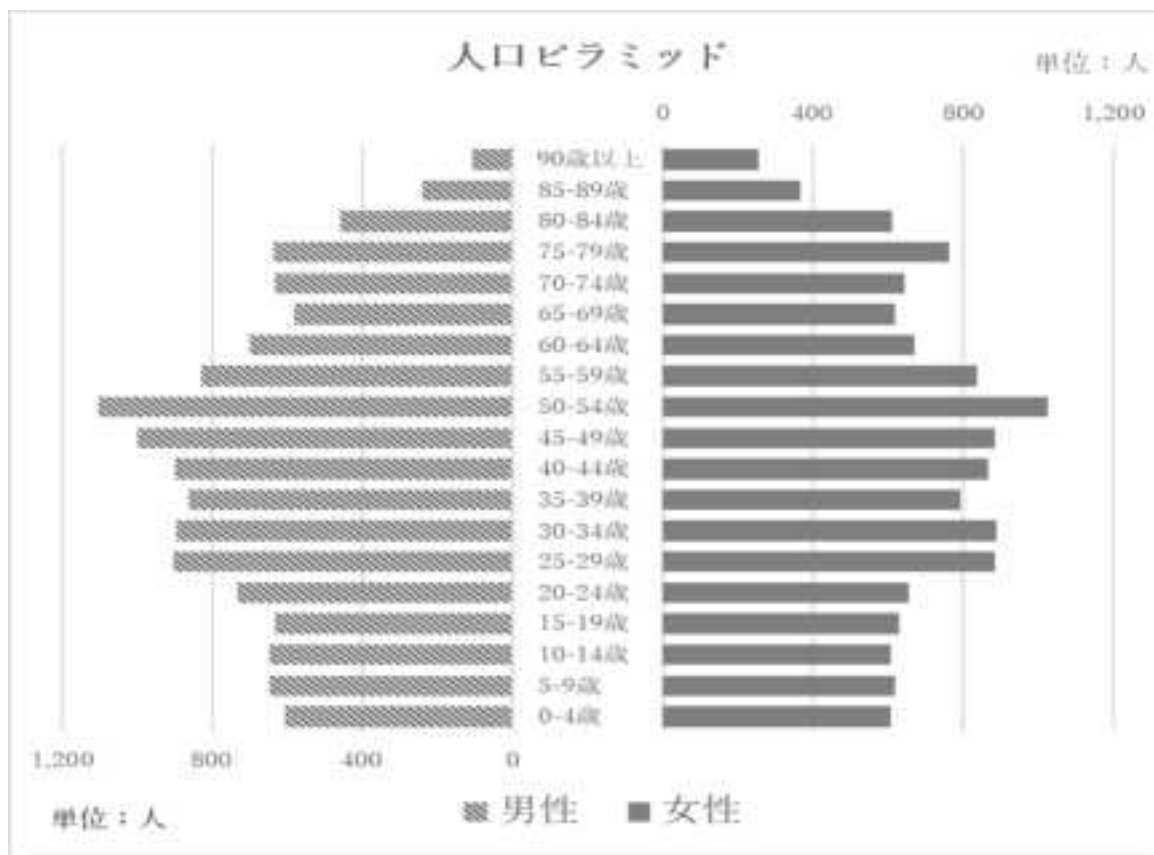
1 町の全体像

町は面積約8km²の中に人口約2万6千人が住むコンパクトなまちです。県内だけでなく、県外への交通アクセスに恵まれており、国道21号と国道22号、156号が交差する岐南インターは県下一の交通量を誇り、交通の便に恵まれています。町内には多くの医療機関があり、くらしに便利な商業施設も揃っています。子育て支援にも力を入れており、子育て世代にも優しい、非常に住みやすいまちです。

2 町の人口状況

町の人口は、令和7年1月31日現在で26,350人(男性13,095人、女性13,255人)となっており、増加傾向にあります。

年齢構成別では40代半ばから50代半ばにかけての人口が最も多く、つぼ型(紡錘型)の人口ピラミッドとなっています。



資料:住民課「住民基本台帳(令和7年1月31日現在)」

3 町の審議会等への女性登用状況

男女共同参画社会実現のためには、男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定の場に参画し、個性と能力を発揮し、ともに責任を担うことが必要です。

しかし、町の各種審議会等への女性の参画状況を見ると、減少傾向にあり、令和5年度で大きく低下しています。また、女性が含まれていない審議会等もあります。

【町の各種審議会等(法令・条例等に基づくもの)への女性の登用状況】

(各年度4月1日現在)

年度	女性の占める割合(%)
令和2年度	30.1
令和3年度	28.4
令和4年度	28.1
令和5年度	14.8
令和6年度	18.3

資料:総務課

【町の行政委員会への女性の登用状況】

(令和6年4月1日現在)

委員会等名	総数 (人)	うち女性数 (人)	女性の占める割合 (%)
教育委員会	6	4	66.7
選挙管理委員会	4	1	25.0
監査委員	2	0	0.0
農業委員会	11	3	27.3
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
総数	26	8	30.8

資料:総務課

【町の管理職への女性の登用状況】(各年度4月1日現在)

年度	女性の占める割合(%)	目標(%)
令和2年度	23.3	25%以上 (岐南町特定事業主 行動計画から引用)
令和3年度	23.5	
令和4年度	17.5	
令和5年度	20.5	
令和6年度	17.1	

資料:総務課

4 住民意識調査及び国・県の調査結果から見てくる現状

1) 調査の目的

この調査は、「第3次岐南町男女共同参画プラン」を見直すにあたり、住民の皆様から男女の立場の平等、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)、男女の人権等についてご意見をいただき、今後の男女共同参画社会推進に関する施策の検討資料とすることを目的として実施しました。

2) 調査方法

調査対象者	町内にお住まいの18歳以上の方から 1,000 人を 無作為抽出
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収またはWEB回答
調査期間	令和6年12月16日～令和7年1月10日

3) 回収結果

単位:枚

配布数	1,000
回収数	334(33.4%)
有効回答数	331(33.1%)

4) 調査・分析にあたって

- 図表中の n(Number of Case の略)は比率算出の基数であり、100%が何人の回答者数に相当するかを示しています。
- 複数回答が可能な質問の場合、その項目を選んだ人が、回答者全体のうち何%を占めるのかという見方をします。したがって、各項目の比率の合計は、通常 100%を超えています。
- 比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのため、パーセントの合計が 100%にならない場合があります。
- 本報告書中の表、グラフ、本文で使われている選択肢の表現は、本来の意味を損なわない程度に省略してある場合があります。
- 属性不詳が下記のとおりあります。

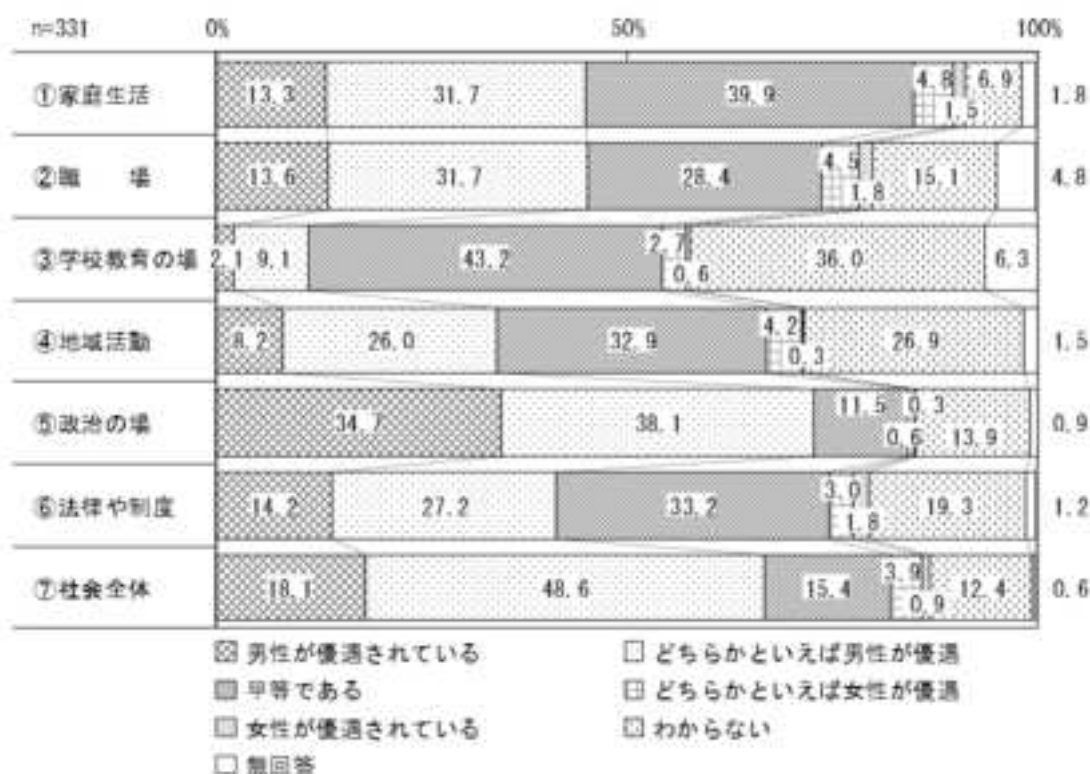
性別	年齢	結婚の有無	職業
10	7	3	3

(1) 男女の立場の平等について

図表1は、家庭生活、職場、学校教育の場や地域において、また、習慣や政治など社会の仕組みについて、男女の立場が平等になっているかをたずねた結果です。「平等である」は、『③学校教育の場』が43.2%と最も高く、次いで『①家庭生活』が39.9%、『⑥法律や制度』が33.2%となっています。

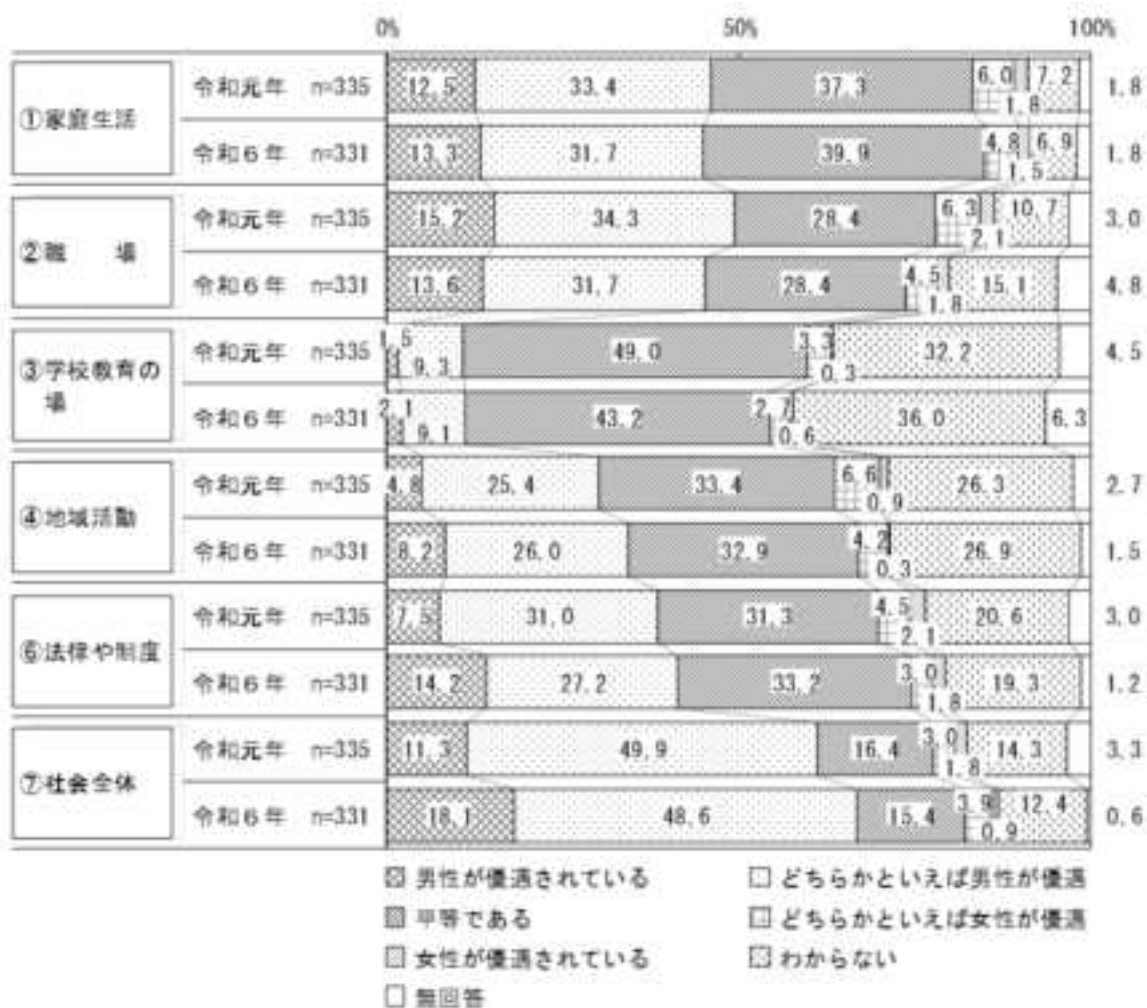
「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇」の合計(男性が優遇)は、『③学校教育の場』を除くすべての項目で30%を超えており、特に『⑤政治の場』では72.8%、『⑦社会全体』では66.7%を占めています。一方、「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇」の合計(女性が優遇)は、いずれの項目においても10%未満の非常に低い率となっています。

【図表1 男女の立場(地位)の平等感について】



図表2は、令和元年の調査と比較した結果です。「平等である」は、『①家庭生活』及び『⑥法律や制度』で2ポイント程度とやや上昇しています。一方、〈男性が優遇〉が③～⑦において上昇しており、特に『⑦社会全体』では5.5ポイント上昇しています。

【図表2 男女の立場(地位)の平等感について(前回の調査結果と比較)】



(注) 『⑤政治の場では』については、令和元年の調査には設問がなかったため、省略している。

(2) 男性の育児休暇について

男性の育児休暇が定着していると思うかたずねたところ、「定着していると思わない」が 67.1%を占めています。「定着していると思う」は 10.0%と低い率ですが、令和元年の調査と比較すると 8.2 ポイント上昇しています。

「定着していると思う」を性・年齢別にみると、男性は女性に比べ 6.3 ポイント高くなっています。また、男女とも 18～39 歳が最も高くなっていますが、男性の 18～39 歳は 43.5%と高い率を占めている一方、女性は 12.2%にとどまっています。

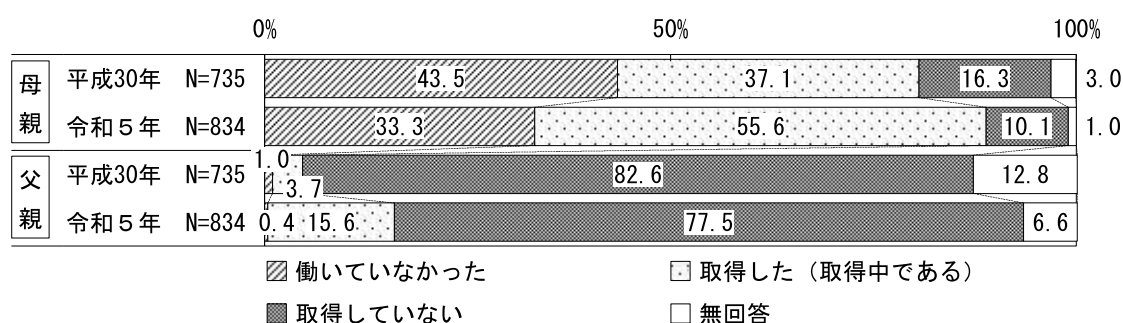
職業別にみると、フルタイムは「定着していると思う」が 15.5%と他の職業に比べ高くなっています。

【図表3 男性の育児休暇の定着】



図表4は令和5年12月に実施した「子育て支援に関するアンケート」によるものです。母親は「取得した(取得中である)」が55.6%を占めており、平成30年の調査に比べ18.5ポイント上昇しています。父親は「取得した(取得中である)」が15.6%と低い率となっているものの、平成30年の調査に比べ11.9ポイント上昇しています。

【図表4 育児休業の取得(就学前児童保護者)】



資料:子ども安心課「子育て支援に関するアンケート調査結果報告書(令和5年12月)」

※ 「育児休業」と「育児休暇」の違い

「育児休業」は、法律に基づいて取得することのできる休業制度で、収入減を補う給付制度も含まれています。一方、「育児休暇」は、育児のために休暇を取得することであり、法律の適用外なので、権利の保障等はありません。

図表5は末子の育児に関して、育児休業制度を取得しなかった理由をたずねた結果です。取得しなかった理由を見ると、男性(正社員・職員)、男性(正社員・職員以外)ともに「収入を減らしたくなかったから」の割合が最も高く、男性(正社員・職員)が39.9%、男性(正社員・職員以外)で46.4%となっています。

【図表5 参考(末子の育児に関して、育児休業制度を取得しなかった理由:複数回答)】



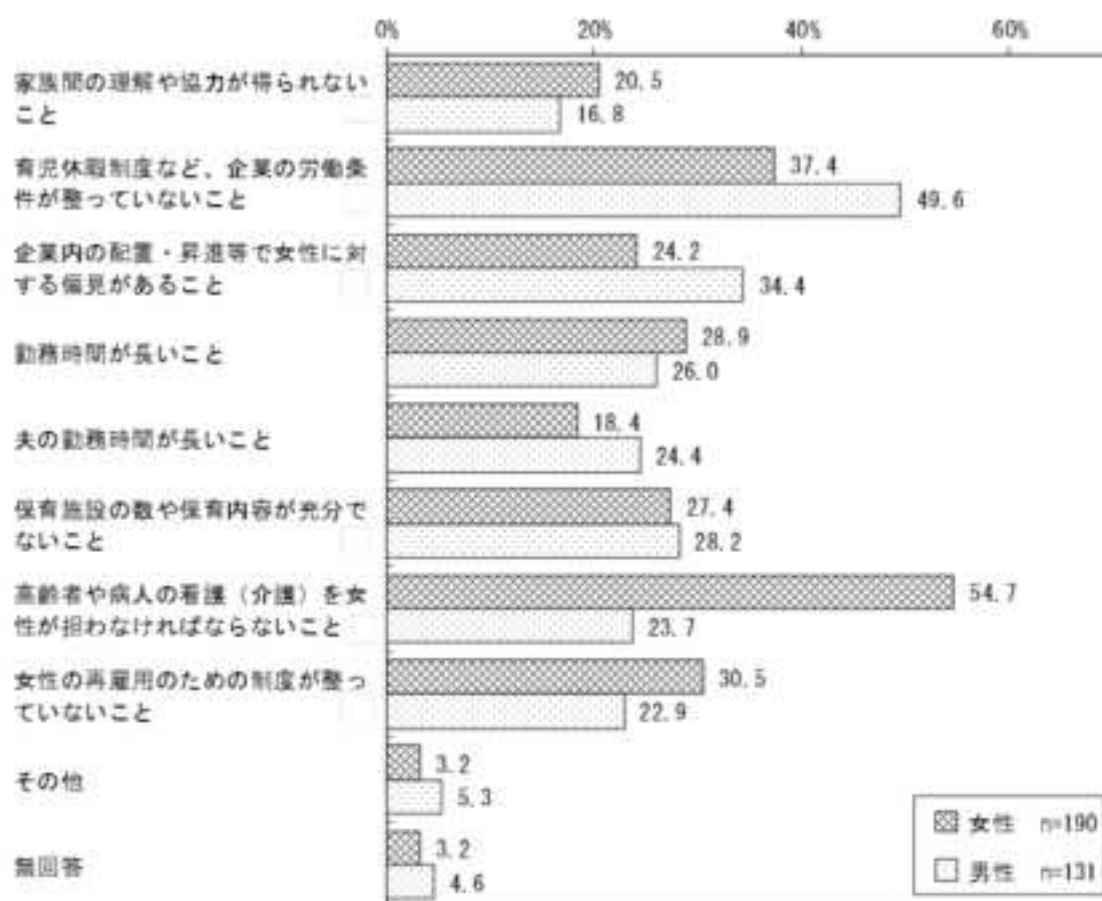
出典:厚生労働省「仕事と育児等の両立支援に関するアンケート調査報告書
＜労働者調査＞(令和5年3月)」

(3) 女性が働き続ける上での障害について

女性が働き続けていく上で障害になっていると思う事柄をたずねたところ、女性は「高齢者や病人の看護(介護)を女性が担わなければならないこと」が54.7%と最も高く、次いで「育児休暇制度など、企業の労働条件が整っていないこと」が37.4%、「女性の再雇用のための制度が整っていないこと」が30.5%となっています。

一方、男性は「育児休暇制度など、企業の労働条件が整っていないこと」が49.6%と最も高く、次いで「企業内の配置・昇進等で女性に対する偏見があること」が34.4%、「保育施設の数や保育内容が十分でないこと」が28.2%となっており、女性で最も高かった「高齢者や病人の看護(介護)を女性が担わなければならないこと」は23.7%にとどまっています。

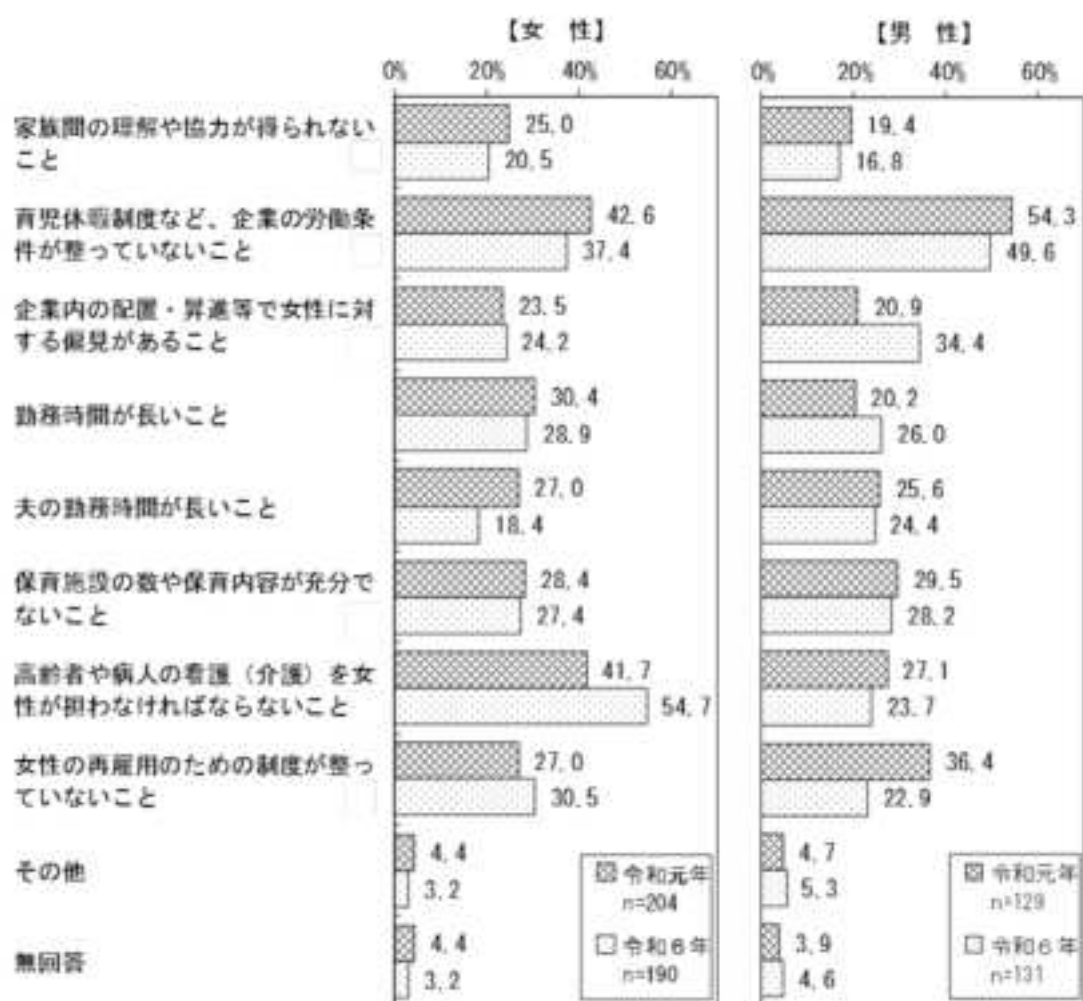
【図表6 女性が働き続ける上での障害(3つまで、性別)】



図表7は、令和元年の調査と比較した結果です。

女性は令和元年の調査に比べ「高齢者や病人の看護(介護)を女性が担わなければならないこと」が13ポイント上昇した一方、男性は「企業内の配置・昇進等で女性に対する偏見があること」が13.5ポイント上昇しています。

【図表7 女性が働き続ける上での障害(3つまで、性別、前回の調査結果と比較)】

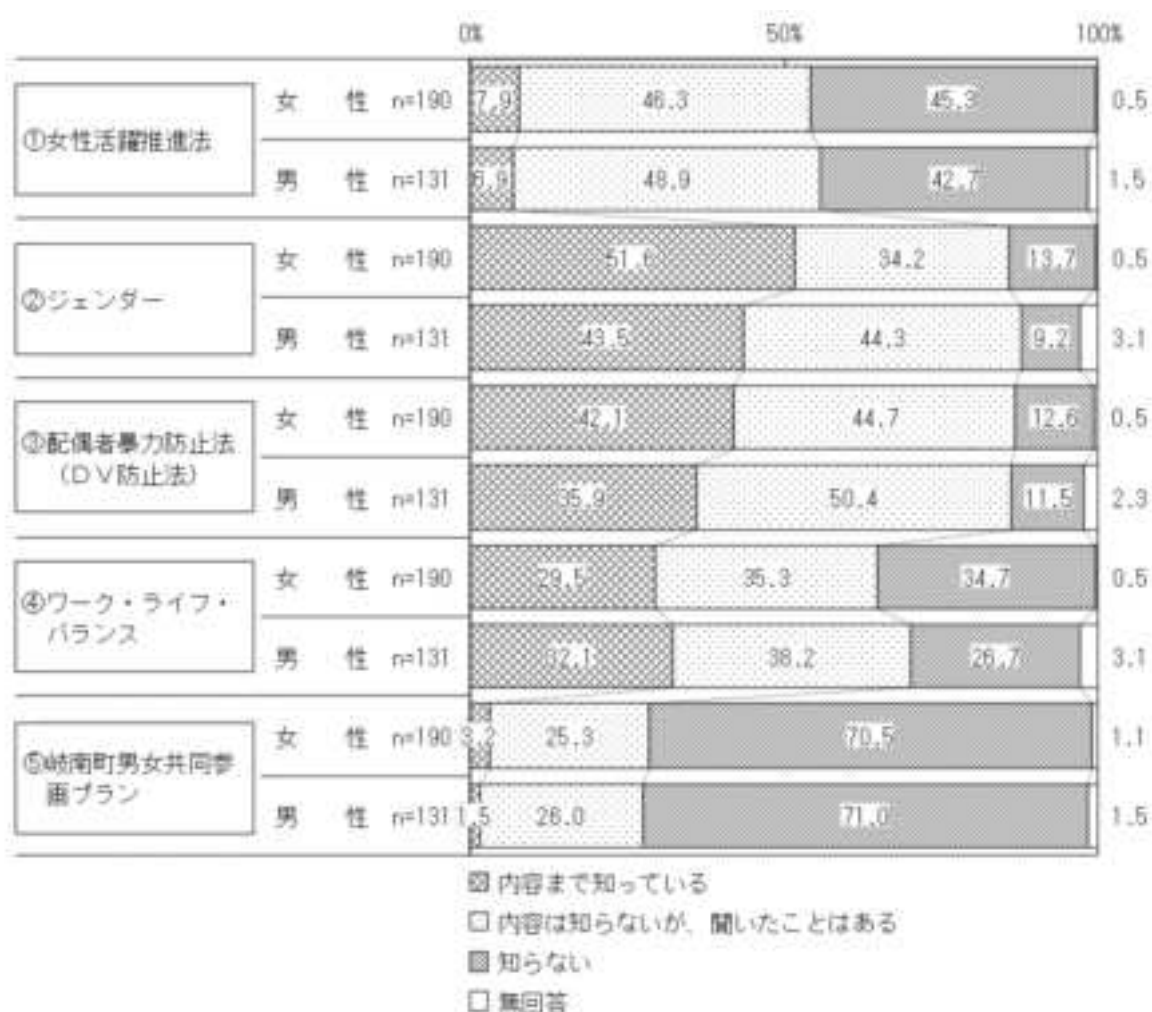


(4) 法令・条例・用語等の認知度について

図表8は、①～⑤の法令・条例・用語等について知っているかたずねた結果です。「内容まで知っている」は、『④ワーク・ライフ・バランス』を除くすべての項目において女性が男性を上回っており、特に『②ジェンダー』は 8.1 ポイント高くなっています。

また、「知らない」は、『⑤岐南町男女共同参画プラン』を除くすべての項目において女性が男性を上回っています。

【図表8 法令・条例・用語等の認知度(性別)】

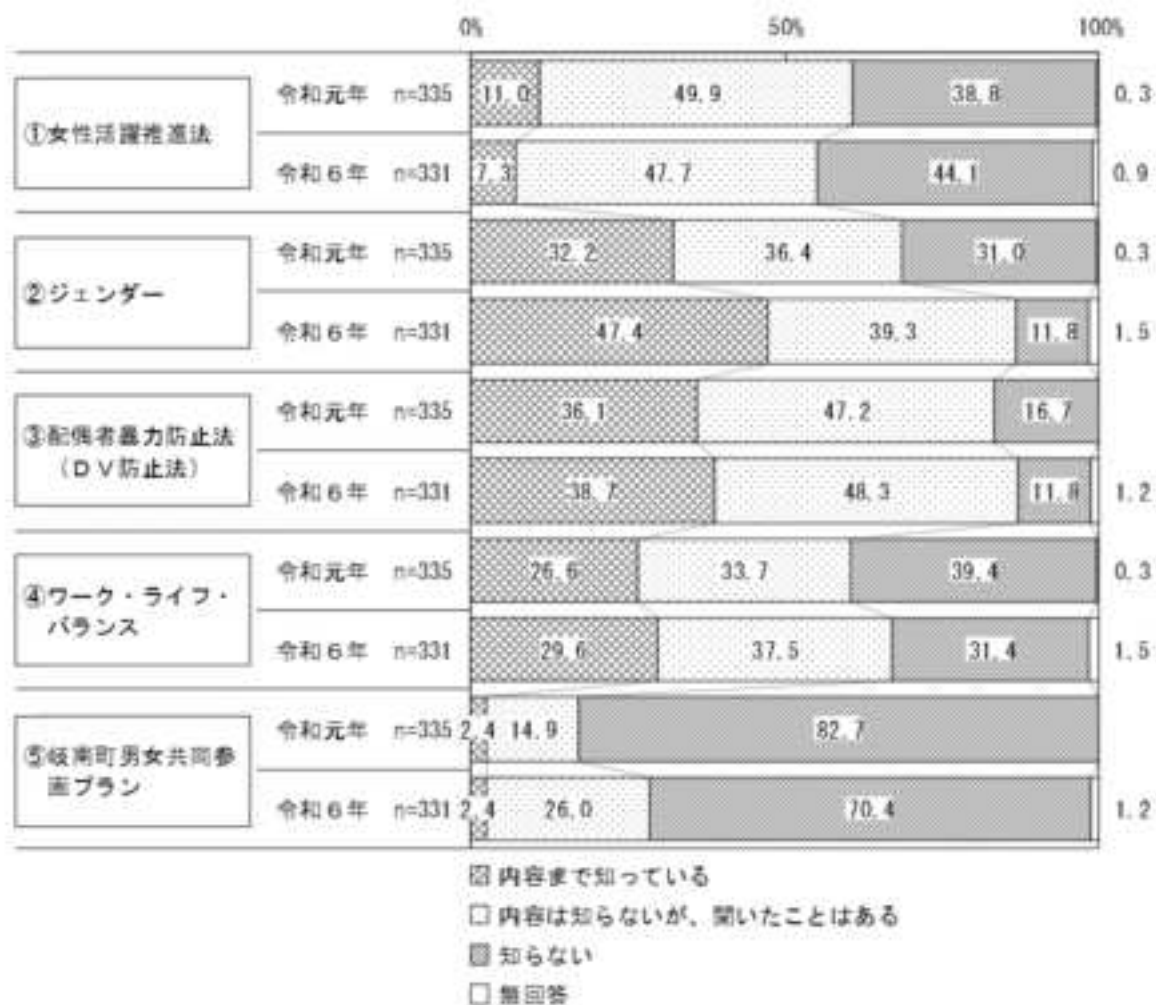


図表9は、令和元年の調査と比較した結果です。

「内容まで知っている」は、『②ジェンダー』が 47.4%と最も高く、次いで『③配偶者暴力防止法(DV防止法)』が 38.7%、『④ワーク・ライフ・バランス』が 29.6%、『①女性活躍推進法』が 7.3%、『⑤岐南町男女共同参画プラン』が 2.4%の順となっています。

「知らない」を令和元年の調査と比較すると、『①女性活躍推進法』では 5.3 ポイント上昇している一方、その他の項目では低下しており、特に『②ジェンダー』では 19.2 ポイント、『⑤岐南町男女共同参画プラン』では 12.3 ポイント低下しています。

【図表9 法令・条例・用語等の認知度(全体、前回の調査結果と比較)】



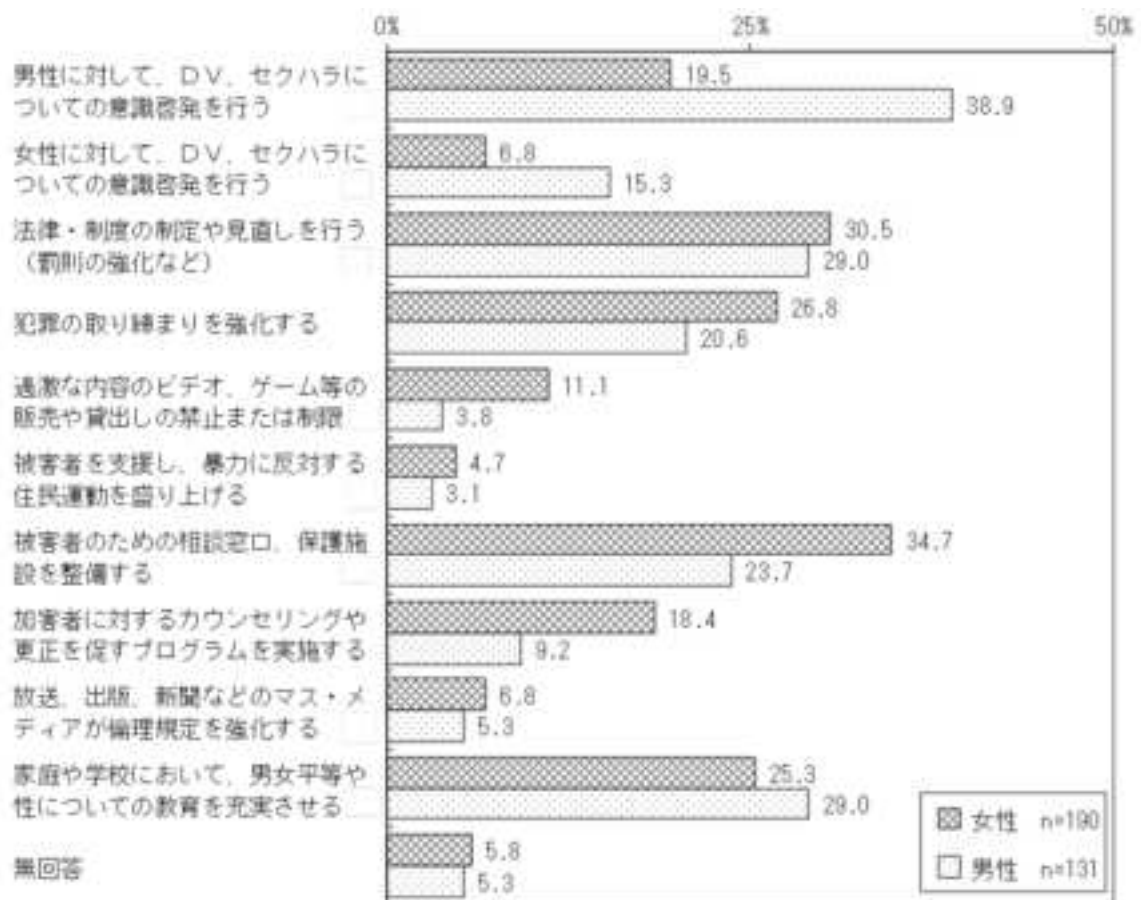
(5) DVやセクハラ等の行為をなくすために行うべき対策について

DVやセクハラ等の行為をなくすためにはどうしたらよいと思うかたずねたところ、女性は「被害者のための相談窓口、保護施設を整備する」が 34.7%と最も高く、次いで「法律・制度の制定や見直しを行う(罰則の強化など)」が 30.5%、「犯罪の取り締まりを強化する」が 26.8%となっています。

一方、男性は「男性に対して、DV、セクハラについての意識啓発を行う」が 38.9%と最も高く、次いで「法律・制度の制定や見直しを行う(罰則の強化など)」及び「家庭や学校において、男女平等や性についての教育を充実させる」が 29.0%となっています。

女性で最も高い「被害者のための相談窓口、保護施設を整備する」及び男性で最も高い「男性に対して、DV、セクハラについての意識啓発を行う」について性別にみると、どちらも 10 ポイント以上の大きな差があり、男女の意識の違いがあることがわかります。

【図表 10 DVやセクハラ等の行為をなくすために行うべき対策(2つまで、性別)】

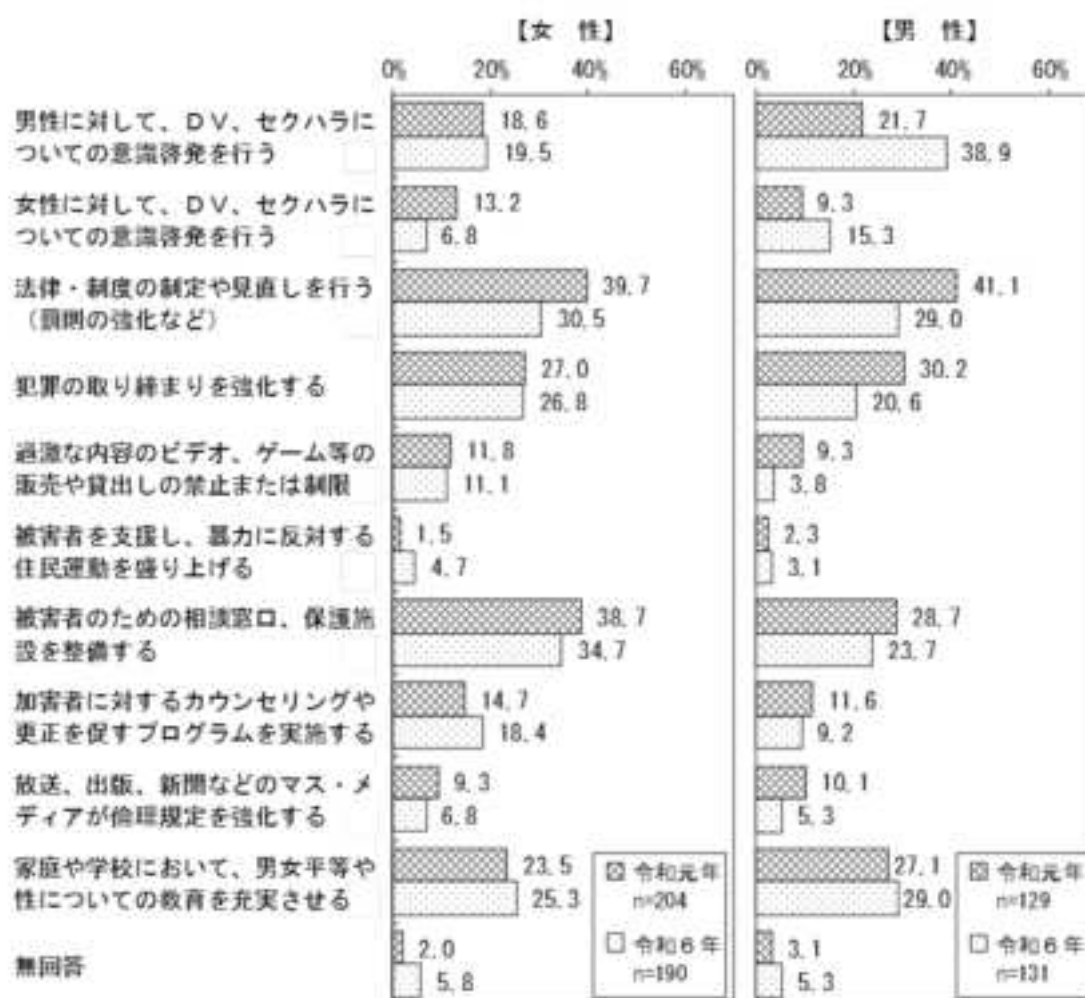


図表 11 は、令和元年の調査と比較した結果です。

女性は、令和元年の調査に比べ「女性に対して、DV、セクハラについての意識啓発を行う」及び「法律・制度の制定や見直しを行う(罰則の強化など)」が5ポイント以上低下しています。

男性は、令和元年の調査に比べ「法律・制度の制定や見直しを行う(罰則の強化など)」及び「犯罪の取り締まりを強化する」が10ポイント程度低下し、「男性に対して、DV、セクハラについての意識啓発を行う」が17.2ポイント上昇しています。

【図表 11 DVやセクハラ等の行為をなくすために行うべき対策
(2つまで、性別、前回の調査結果と比較)】



図表 12、13 は、岐阜県女性相談センターへの相談内容等の状況について調べたものです。相談内容は、「人間関係」に関する相談が最も多く、84.5%を占めています。そのうち、「夫等の暴力(DV相談)」は、全体の36.3%となっており、令和元年度から件数については減少傾向が見られますが、夫等の暴力(DV)が相談件数に占める割合は横ばいで推移しています。

【図表 12 参考(相談内容別 相談件数)】

内 容 別	人間関係										経済問題				健康問題			住宅問題・居住不安	虐待・児童虐待	人身取引	平和共生・交流・暴力団関係	計		
	夫等の暴力	離婚問題	子どもからの暴力	親の暴力	その他親族の暴力	交際相手からの暴力	その他の者の暴力	借金問題	ストーカー被害	その他	生活困窮	求職	その他	病気	精神的問題	その他								
3年度	2,857	1,302	87	33	146	25	53	37	26	16	1,128	65	12	22	30	439	38	273	28	18	0	0	0	3,379
4年度	2,856	1,144	15	32	114	22	61	27	14	12	1,155	50	10	5	35	503	26	309	85	22	0	0	1	3,232
5年度	2,572	1,108	108	24	101	22	33	24	30	12	1,108	40	18	5	17	409	122	255	32	20	0	0	0	3,044
	84.5%	36.2%	3.5%	0.8%	3.2%	0.8%	1.1%	0.8%	1.1%	0.4%	36.4%	1.2%	3.8%	0.2%	0.8%	12.4%	4.0%	8.4%	1.1%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	

※5年度の上段は件数、下段は割合を示しています。

【図表 13 参考(相談件数の推移)】



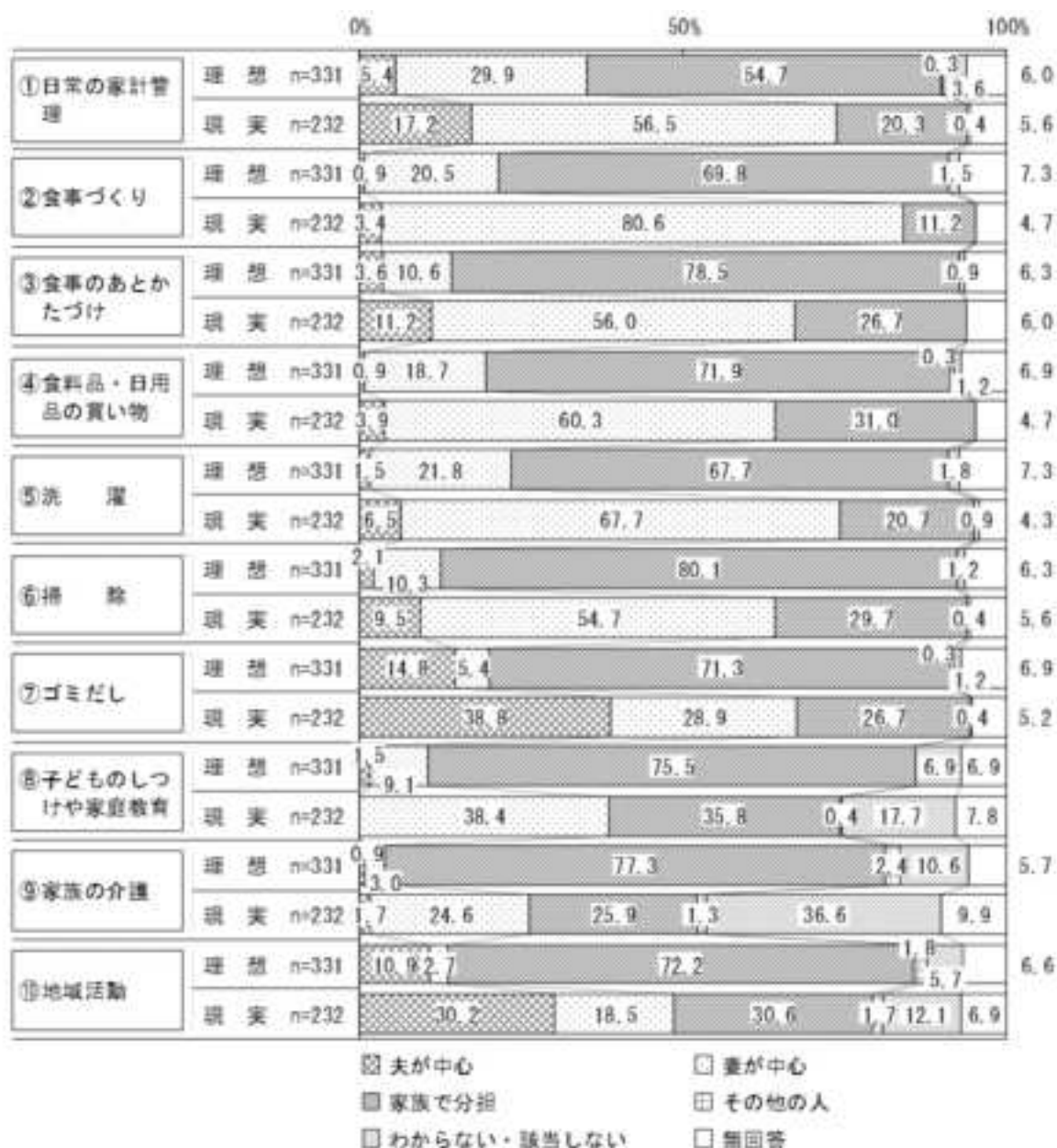
出典：県「女性相談支援センターにおける令和5年度相談件数等について」

(6) 家事の分担について

図表14は、家事はだれが分担するのが望ましいと思うかたずねた結果です。

『理想』ではすべての項目で「家族で分担」が50%以上を占めていますが、『現実』では『⑦ゴミだし』、『⑨家族の介護』及び『⑩地域活動』を除く7つの項目で「妻が中心」が最も高くなっており、家事の負担が妻に偏っていることがわかります。

【図表 14 家事の分担(全体)】



図表15は、各項目の『理想』と『現実』をそれぞれ令和元年の調査と比較した結果です。

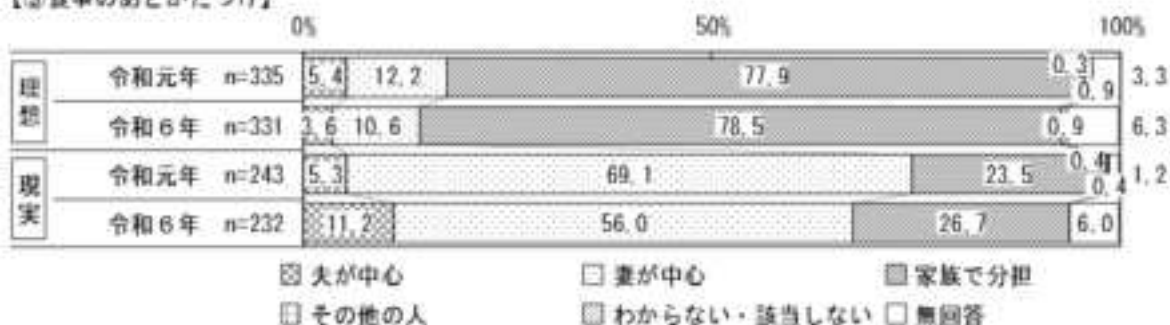
『理想』では、『⑤洗濯』、『⑥掃除』及び『⑧子どものしつけや家庭教育』を除く項目で「家族で分担」が上昇しています。

『現実』では、『①日常の家計管理』を除く項目で「家族で分担」が上昇しており、特に『⑨家族の介護』は 10.3 ポイント上昇しています。ただし、『⑨家族の介護』については「わからない・該当しない」が 12.4 ポイントと大きく低下していることにも要因があると考えられます。また、「妻が中心」はいずれの項目においても低下しています。

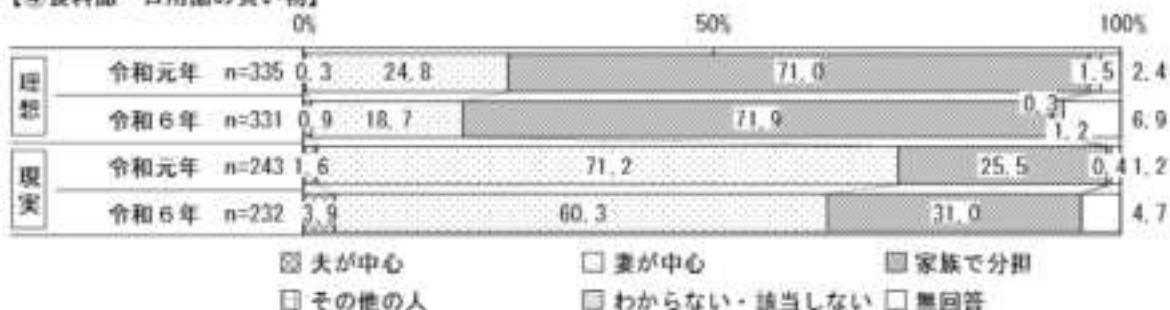
【図表 15 家事の分担(全体、前回の調査結果と比較)】



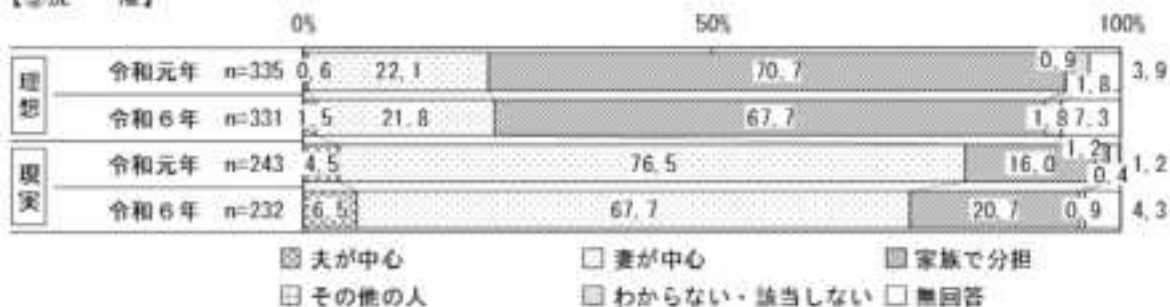
【③食事のあとかたづけ】



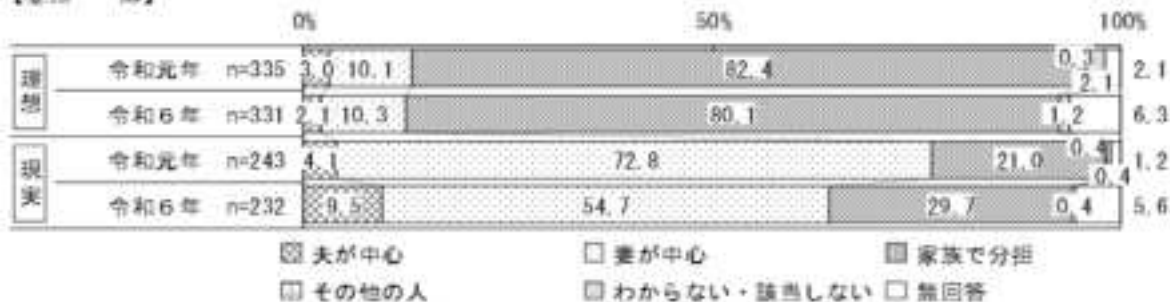
【④食料品・日用品の買い物】



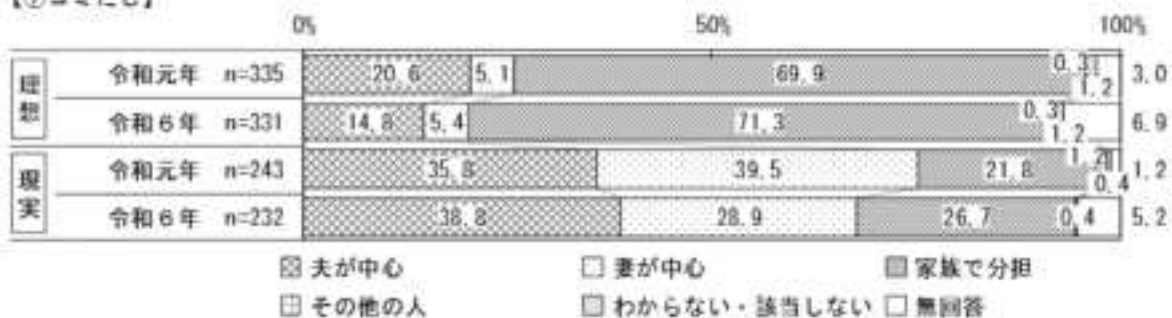
【⑤洗濯】



【⑥掃除】



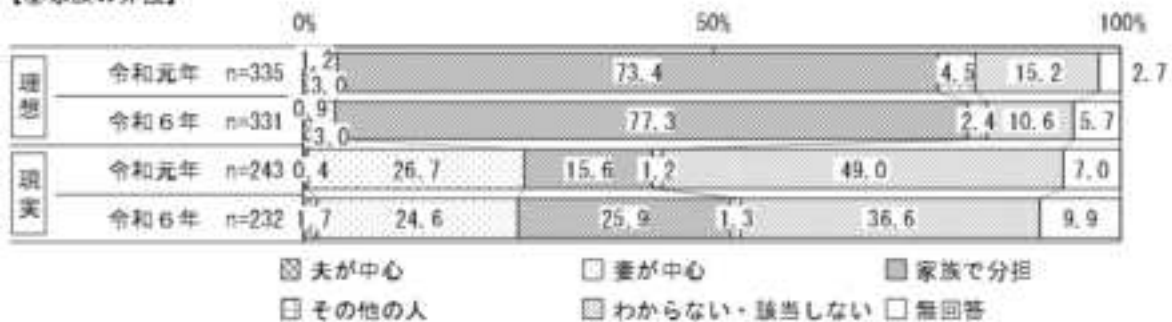
【⑦ゴミだし】



【⑧子どものしつけや家庭教育】



【⑨家族の介護】



(注)「⑩地域活動」については、令和元年の調査には設問がなかったため、省略している。

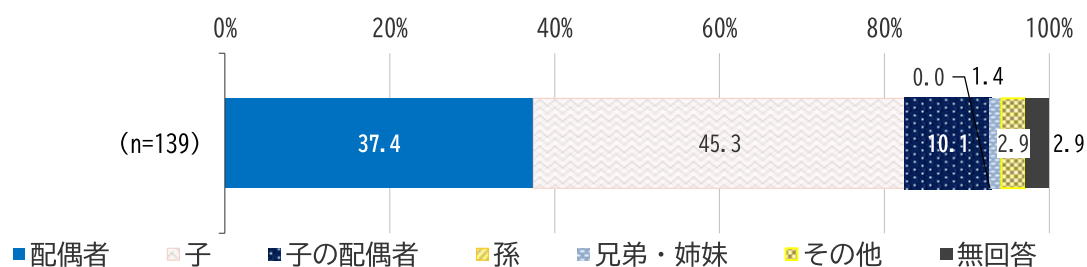
(7) 介護の現状について

図表16、17は保険年金課が令和4年度に行った「岐南町高齢者福祉計画・介護保険事業計画アンケート調査」によるものです。

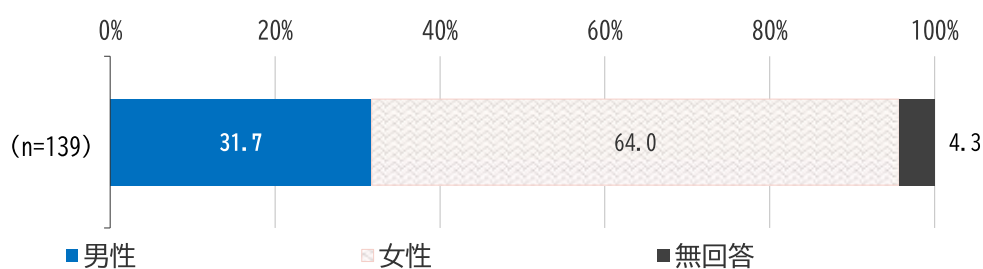
図表16の主な介護者について見てみると、「子」の割合が45.3%と最も高く、次いで「配偶者」の割合が37.4%、「子の配偶者」の割合が10.1%となっています。

図表17の主な介護者の性別について見てみると、「男性」の割合が31.7%となっているのに対し、「女性」は64.0%となっており、「女性」は「男性」に比べ32.3ポイント高くなっています。

【図表 16 主な介護者について】



【図表 17 主な介護者の性別について】

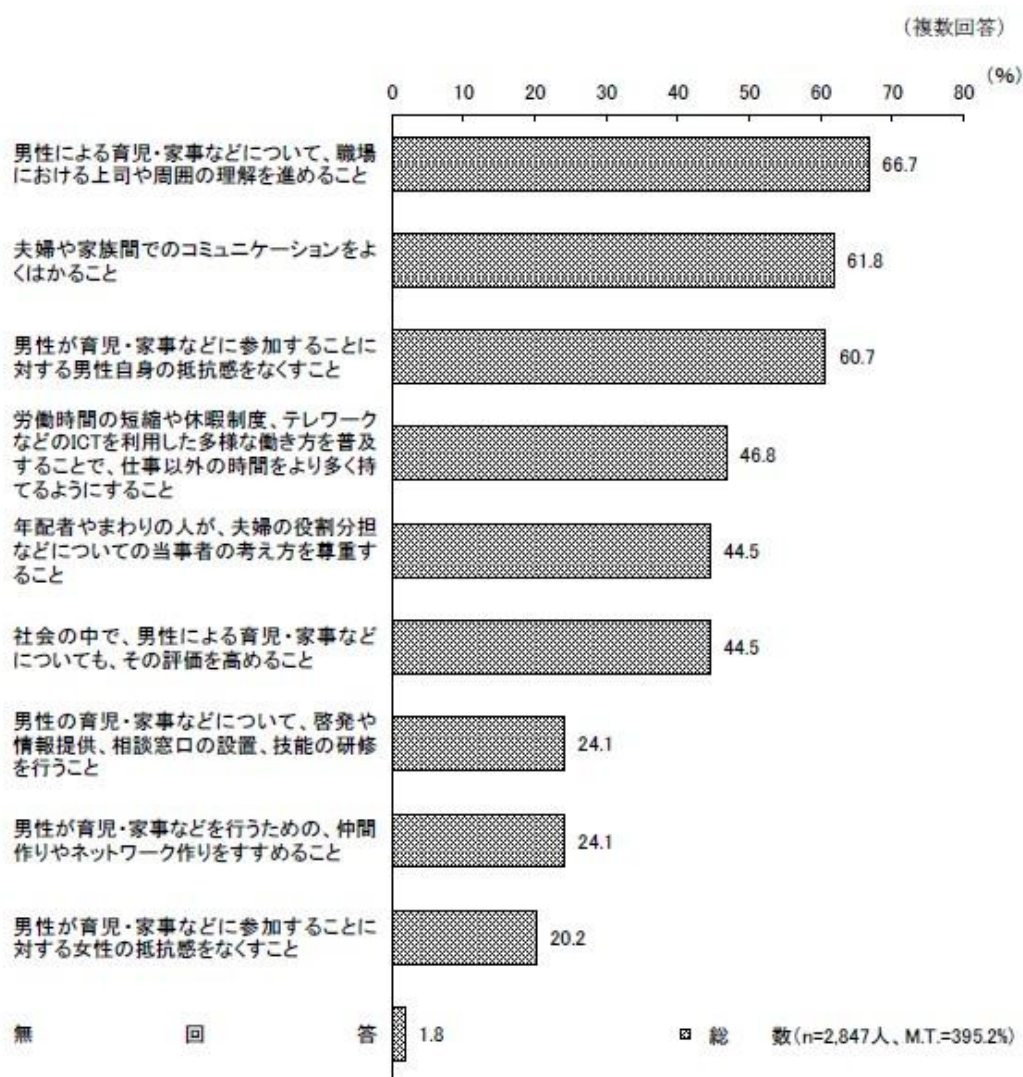


資料：保険年金課「岐南町高齢者福祉計画・介護保険事業計画アンケート調査結果
報告書(令和5年3月)」

(8) 男性が育児や介護、家事、地域活動に積極的に参加するために必要なことについて

図表18は男性が育児や介護等に積極的に参加するために必要なことについてたずねた結果です。「男性による育児・家事などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」の割合が66.7%と最も高く、次いで「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」の割合が61.8%、「男性が育児・家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」の割合が60.7%となっています。

【図表 18 男性が育児や介護、家事、地域活動に積極的に参加するために必要なこと】



出典:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査の概要(令和5年3月)」

第3章 プランの基本目標と施策の方向

1 基本理念

『男女共同参画社会基本法』では、次の5つの基本理念を定めています。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

第3次プランでは、男女共同参画の実現のため、『男女共同参画社会基本法』の5つの基本理念や上位計画に基づき、各種政策を推進してきました。

第4次プランにおいては、町の最上位計画である「岐南町第6次総合計画」の施策の方向性を踏まえ、前計画の基本理念を踏襲して、男女共同参画社会の形成の促進に努めていきます。

基本理念

男女が互いを尊重し、安心して暮らせるまちへ

これは、個人の人権が尊重され、性別にかかわらず男女がともに社会のあらゆる分野に参画し、誰もがその個性と能力を発揮し、男女共同参画社会の実現に向け、安心して充実した人生を送ることのできる社会を目指すものです。

2 プランの基本目標とする施策の方向

本プランでは、次の4つを基本目標に定め、施策を推進します。

【基本目標1】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

【基本目標2】 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた体制づくり

【基本目標3】 女性の活躍推進を実現するための環境づくり

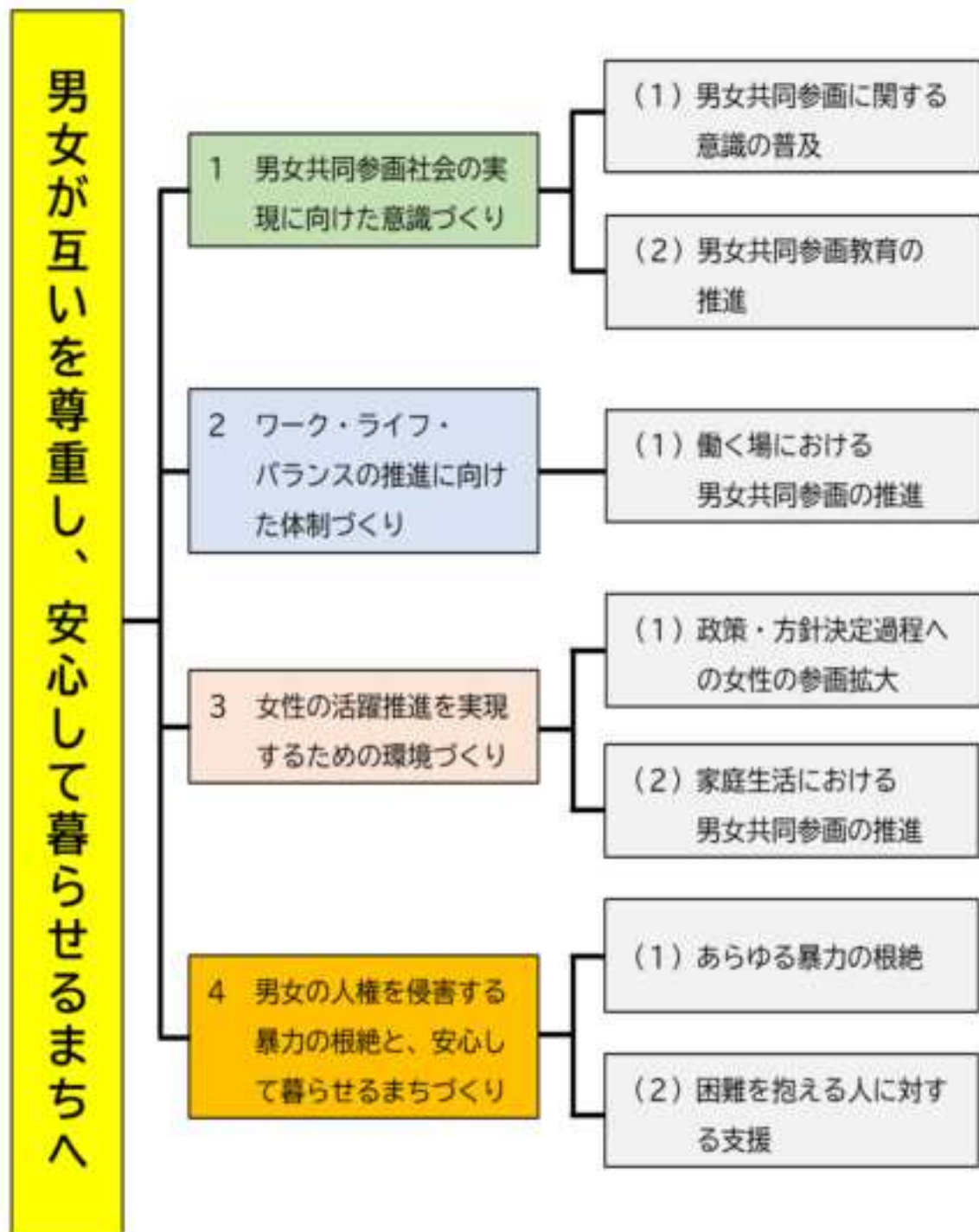
【基本目標4】 男女の人権を侵害する暴力の根絶と、

安心して暮らせるまちづくり

【基本理念】

【基本目標】

【基本方針】



【基本目標1】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

基本方針(1) 男女共同参画に関する意識の普及

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす基本理念です。誰もがその意識を理解し、男女の人権意識の高揚を図るために広報や啓発活動を充実させます。

また、性別による固定的な役割分担やアンコンシャス・バイアスを解消し、男女の個人としての能力の発揮や、活動の選択が制限されないよう、男女共同参画意識の普及を図り、男女共同参画に対する理解が深まるよう努めていきます。

① 広報・啓発の充実

具体的な施策	関係課
●人権意識の高揚と参画意識の醸成のための啓発 男女の人権意識の高揚や男女共同参画意識を醸成するための啓発イベント等を開催します。	総務人事課 福祉課
●多様な手段や媒体を活用した情報提供と男女共同参画意識の普及 町のイベント、広報紙、インターネット等を利用して男女共同参画に関する情報提供を行い、意識の普及を図ります。	総務人事課

② 制度や施策の見直し

具体的な施策	関係課
●男女共同参画の視点に立った制度や施策の見直し 町の制度・施策が男女共同参画に反していないか必要に応じて見直しを行います。また、新たな施策については男女共同参画の視点で策定するよう配慮します。	関係各課

基本方針(2) 男女共同参画教育の推進

教育の場において、男女共同参画の視点に立った人間形成を目指し、一人ひとりが個性と能力を発揮して自らの意思で行動できる教育の推進に努めます。

また、男女共同参画の意識を高め、あらゆる世代の男女が社会の様々な分野に参画していけるよう、各種講座や支援事業の情報提供に努め、家庭や地域において学習機会の充実を図ります。

① 学校における男女共同参画教育の推進

具体的な施策	関係課
●学校における男女共同参画教育の推進 学校において、人権意識を身に付けるための指導の充実を図るとともに、男女共同参画意識の醸成に努めます。	二町教育委員会
●児童・生徒の発達段階に応じた性教育の実施 児童・生徒の成長過程に応じて、人権尊重の観点から性教育を行います。また、性に関する正しい意識と理解を深めます。	二町教育委員会
●キャリア教育の推進 学校の特色や地域の実情を踏まえつつ、児童・生徒の発達の段階にふさわしいキャリア教育をそれぞれの学校で推進します。	二町教育委員会

② 生涯学習における男女共同参画の推進

具体的な施策	関係課
●各種学級・講座の充実 男女共同参画の視点から、学習内容の充実に努めるとともに、開催時間・場所等、誰もが参加しやすい環境の確保に努めます。	二町教育委員会 こども学び課
●男女共同参画事業の情報提供 県の男女共同参画・女性の活躍支援センター等が発信する各種講座・支援事業の情報提供に努めます。	総務人事課

【基本目標2】 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた体制づくり

基本方針(1) 働く場における男女共同参画の推進

女性の社会参画が進む中、働く場においては、家庭等と仕事を両立しつつ、能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景があります。女性が働きやすい環境整備を進めるため、職場における意識改革だけでなく、労働に関する法律や家庭等に関する支援制度の定着を図るための啓発を行います。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、事業所の理解の促進や社会全体での意識改革が重要であります。男女ともにそれぞれの能力を発揮し、仕事以外の生活との両立を図ることで生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及・促進に向けて、住民や企業・事業所などに啓発を行います。

① 男女共同参画の視点に立った労働環境整備の啓発・推進

具体的な施策	関係課
●固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発 働く場における固定的な役割分担意識の高い企業・事業所に対し、慣行等の解消に向けた啓発を行います。	まちづくり推進課
●ワーク・ライフ・バランスの推進 あらゆる機会を通じて意識啓発を図り、働きやすい環境づくりを促進します。	総務人事課 まちづくり推進課
●ハラスメントのない職場の実現 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等のない職場づくりに向け、働く場への啓発を行います。	総務人事課 まちづくり推進課

② 働く人のための子育て環境の充実

具体的な施策	関係課
●多様な働き方に対応する子育て環境の充実 延長保育、一時保育、乳幼児保育、障害児保育、学童保育等の充実を図ります。	こども安心課 こども学び課

③ 働く女性の支援

具体的な施策	関係課
●労働と家庭等の両立支援に関する法制度の周知徹底 男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法、育児休業制度、介護休業制度等、労働や両立支援に関する各種法制度についての周知徹底を図るための啓発を行います。	総務人事課 まちづくり推進課
●再就職支援のための情報提供 出産・子育てを理由に離職した女性の再就職を支援するため、関係機関、関係団体等と連携を図り、再就職を推進するための情報提供を行います。	福祉課 こども家庭センター
●家庭内労働や農業・商工業等の女性の労働環境整備 農業・商工業等の経営がより発展していくため、経営面にも、その経営を支える生活面にも男女が共同参画できるように、役割分担や相互協力を図るための啓発を行います。	まちづくり推進課

【基本目標3】 女性の活躍推進を実現するための環境づくり

基本方針(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

様々な分野における意思決定の場に男女が等しく参画することは、男女共同参画社会を構築していく上で欠くことができない要件です。あらゆる分野で男女が共に意思決定の場に参画できるよう環境整備を進め、意思決定の場への女性の積極的な登用や参画促進を図ります。

また、町の政策方針決定にかかわる管理職への女性の登用が進むよう人材の育成に努めます。

① 町の審議会等における女性の割合の向上

具体的な施策	関係課
●審議会等への女性の参画促進 町の審議会等において、女性の積極的な登用を進めます。	関係各課

② 町職員の人材育成

具体的な施策	関係課
●職員の人材育成 男性職員、女性職員が平等に学習する機会が与えられ、それぞれが個性と能力を発揮できるよう、職員を対象とした研修の充実を図ります。	総務人事課
●女性職員の管理職への登用に向けた取組 幅広い職務を経験できるような配置を行う等、女性職員の管理職への登用に向けた取組を行います。	総務人事課

基本方針(2) 家庭生活における男女共同参画の推進

男女共同参画の実現を目指すためには、日々の生活の基盤となる家庭での実践が重要です。しかしながら、家事・育児・介護等の多くは、依然として女性が担っている現状があります。この背景としては、男性の家庭での役割や責任に対する職場の無理解や固定的な性別役割分担意識等があります。家庭生活において男女が共に参画する意識を持ち、家事・育児・介護等を男女が共に担うことができるよう、意識啓発や各種支援に努めます。

① 家庭生活における男女共同参画の促進

具体的な施策	関係課
●子育てに関する多様な情報提供と家庭教育の充実 多様な環境に配慮した子育て情報について、広報紙等を利用して提供します。また、母子保健事業や、PTA活動、地域活動等と連携し、家庭教育の充実に努めます。	二町教育委員会 こども家庭センター こども安心課

② 男性の育児・家事への参画促進

具体的な施策	関係課
●男性の育児・家事参画への意識啓発 男性が積極的に育児や家事に参画するよう、意識の啓発に努めます。	こども安心課
●性別に関わらず参加できる講座の提供 育児・家事等を主体的に実施するための講座等の充実を図ります。また、開催日程等に配慮するとともに講座への参加を呼びかけます。	生涯学習課 こども安心課 地域包括支援センター
●相談窓口の充実 育児に関する様々な問題を相談できる窓口の充実、情報提供に努めるとともに、今後も関係部署や関係機関と連携を強めていきます。	こども家庭センター こども安心課

③ 男女がともに支える介護の推進

具体的な施策	関係課
●介護を支える施策の推進 介護者の介護負担を軽減し、孤立化しない支援に努めます。	福祉課 保険年金課 地域包括支援センター
●介護に関する様々な情報提供 広報紙等を利用し、介護保険制度や介護に関する各種サービスについて情報提供に努めます。	保険年金課 地域包括支援センター
●介護相談窓口の充実 高齢者相談支援事業として身近なところで気軽に相談できる体制を整備します。	福祉課 保険年金課 地域包括支援センター

【基本目標4】 男女の人権を侵害する暴力の根絶と、 安心して暮らせるまちづくり

基本方針(1) あらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会の実現に向けた重要な課題です。

DVや性暴力に関する正しい理解の普及や意識啓発を行うとともに、被害者に対しては安心して相談できる体制づくり、保護・自立に向けての支援体制の充実を図り、その周知に努めます。

① 暴力を許さない社会意識の醸成

具体的な施策	関係課
●暴力の防止に向けた広報啓発の推進 人権尊重の観点から、様々な機会を通じて、暴力に対する認識を高め、幅広い年代に向けて防止のためのさらなる意識啓発を推進します。	総務人事課 こども家庭センター
●ハラスメント防止の取組・啓発 職場等におけるハラスメント防止に関する取組を強化するため、意識啓発を推進します。	総務人事課

② 相談体制の充実

具体的な施策	関係課
●安心して相談できる体制整備 窓口での面接のほか、メール、電話による相談を実施し、相談しやすい環境整備に努めます。	こども家庭センター 住民課
●相談窓口の周知 各施設、窓口等にリーフレット・カードを配備する等、支援対象者へ直接情報が届くよう効果的な相談窓口の周知を図ります。広報紙等様々な機会を通じて、広く町民に対して相談窓口の周知を図ります。	こども家庭センター 住民課
●相談員に対する研修の推進 被害者からの複雑かつ多様な相談にも適切に対応するために、積極的に研修へ参加し、相談技術の向上や情報の収集に努めます。	こども家庭センター

③ 暴力被害者の保護と支援

具体的な施策	関係課
●関係機関との連携 被害者の保護と支援のため、配偶者暴力相談支援センター・女性相談支援センター・子ども相談センター・医療機関・警察・人権擁護委員等、関係機関との連携を図ります。	こども家庭センター 福祉課 暮らし安全課
●自立に関する支援の充実 DV被害者が避難先で落ち着いた生活を取り戻すために、心身の健康回復のための支援や自立に向けた継続的な支援を行います。	こども家庭センター 福祉課

基本方針(2) 困難を抱える人に対する支援【困難な問題を抱える女性への支援基本計画】

ひとり親、障がい者、高齢者、LGBTQ+(性的マイノリティ)であること等を背景とした社会的困難を抱えている人々が、周囲の無理解や偏見により孤立し、さらには貧困等生活上の困難を抱えている場合があります。困難を抱える人々が、自分らしく安心して暮らすことができるような環境整備や支援が重要です。

また、女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など複雑化・複合化しています。コロナ禍においてこうした課題が顕在化し、孤独・孤立対策の視点から、困難な問題を抱える女性への支援について、令和4年5月に「困難女性支援法」が成立し、令和6年4月に施行されました。

さまざまな困難を抱える人々をサポートできる相談支援体制を整え、関係機関の連携により、より適切な支援につながるよう努めます。

具体的な施策	関係課
●障害者(児)相談事業の充実 障害者(児)の生活全般にわたる相談や障害福祉サービスの利用支援等の充実を図ります。子どもの発達に関する相談支援や療育等の活動支援体制の充実を図ります。	福祉課 こども家庭センター
●障害者(児)の地域生活支援及び生活環境の向上 障害者(児)が、安心して家庭や地域で暮らせるよう、地域生活の支援や生活環境の向上に取り組み、社会参画のための支援を行います。	福祉課

具体的な施策	関係課
●単身・高齢者世帯への各種支援 単身者や高齢者が地域でできる限り自立して生活できるよう、必要に応じた在宅サービス、就業機会の拡大・情報提供等、相談・支援体制の充実を図ります。また高齢者のこころの健康づくりや生きがいづくりに努めます。	福祉課 保険年金課 地域包括支援センター
●ひとり親家庭等への各種支援 就学援助費、ひとり親家庭等医療費助成事業のほか、子育て支援の充実や就業に関する情報提供等の相談・支援体制の充実を図ります。	こども安心課 福祉課 二町教育委員会
●困難を抱える女性への支援 支援窓口の周知等に努めるとともに、支援に関する活動を行う民間団体と協働して女性支援を推進します。必要に応じて、県や他の市町村、関係機関等と連携して支援を行います。	こども家庭センター

第4章 プランの推進体制

1 庁内推進体制

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、関係各課が男女共同参画に関する施策を業務に取り入れ、横断的な連携を強化し、総合的かつ計画的に実施します。

2 国・県等計画機関や民間団体との連携

男女共同参画の形成に向けた取組は、町の施策だけでは解決できない課題が存在するため、国際的な動きや国、県の動きと連動しながら進める必要があります。国や県、他の自治体をはじめ、男女共同参画を推進する組織や団体等と協働して取組を進め、より効果的に推進します。

3 評価・検証

本プランをより実効性のあるものとするため、関連する部署において1年に1回実施状況を確認します。これにより、本プランで設定した施策を定期的に評価し、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Action)」のサイクルの中で施策の実行性を高め、継続的に改善を図ることで次年度以降の施策の推進に反映させていきます。

4 目標指数

本プランの計画推進のため、計画期間中の町の審議会等における女性委員の割合の目標数値を県の「市町村の審議会等における女性委員の参画率」の目標数値である50%とし、目標数値の達成を目指し、積極的に女性の登用を推進します。

第5章 資料編

1 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日
法律第78号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本とな

る事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について

家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成

に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二條 會議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三條 會議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四條 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六條 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(略)

2 用語集

あ行

アンコンシャス・バイアス

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳に刻みこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

LGBTQ+

性的マイノリティは、レズビアンやゲイといった性的少数者を表す言葉のこと。代表的な性的マイノリティの頭文字をとって「LGBTQ」と表現し、ここに「+」を付けることで、「LGBTQ」に当てはまらない多様な性を表現している。

か行

固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

子ども相談センター

児童福祉法に基づいて設置されている児童相談所。悩みを持っている子ども自身、両親や家族、保育園や学校、地域の方から18歳未満の子どもについてのあらゆる相談に応じ、共に考え、援助する施設のこと。

さ行

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

女性活躍推進計画

働く場面において女性活躍を推進するために、地域の特性を踏まえた施策をまとめた計画のこと。

女性相談支援センター

女性が抱えているさまざまな悩みや問題について相談を受けつける施設のこと。

人権擁護委員

人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々のこと。

セクシャル・ハラスメント

性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること又は性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること。

た行

男女共同参画基本計画

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画のこと。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされている。

また、市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されている。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1999年に公布、施行された法律。

DV

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。「身体的暴力」のみならず、「精神的暴力」、「経済的暴力」等も含む。

は行

配偶者暴力相談支援センター

配偶者やパートナーから受けている様々な DV に関する相談を受け付ける施設のこと。

パタニティ・ハラスメント

育児休業等を取得しようとする男性に対して、職場で嫌がらせや不利益な取扱いを与えること。

パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為等。

ま行

マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産を理由に職場で精神的、肉体的な嫌がらせや不利益な扱いを与えること。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会



第4次岐南町男女共同参画プラン

発行 令和7年3月
編集・発行 岐南町 総務部 総務課
〒501-6197
岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地
TEL 058-247-1331
FAX 058-247-1488